

『透き通る 誇れる水に感謝する』

6月1日(日)から7日(土)は、第67回「水道週間」です

水道週間のこの機会に 水道についての理解を 深めましょう

■町の水道施設

川妻取水場

利根川の表流水を川妻浄水場に送る施設です。

小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた水道水を受水し、川妻浄水場に送る施設です。

川妻浄水場

川妻取水場から送られてきた利根川の表流水を浄水処理した水道水と、小手指配水場を経由して送られてきた埼玉県水道水を各家庭に配水する施設です。

■水道の届出はお早めに

次のような場合は届出が必要になりますので、建設水道課までご連絡をお願いします。

①水道の開始

- ・町内で転居するとき
- ・アパートに入居するとき
- ・一時中止していた水道の使用を再開するとき

②水道の休止

- ・町内へ転居するとき
- ・町外へ転出するとき
- ・長期不在にするとき

③使用者の変更

- ・使用者が死亡したとき
- ・使用者が代わったとき

■水道メーターの検針について

正確な検針をおこなうためにご協力をお願いします。

- ・水道メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・水道メーターボックスの中にはいつもきれいにしてください。
- ・犬は放し飼いにしないで水道メーターボックスから離して繋いでください。
- ・家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

■飲料水の確保

災害が発生した場合、行政等による救援体制が整うまでにおよそ3日間を要するといわれています。それまでは、各家庭で備蓄している飲料水等で生命を維持しなければなりません。

万が一の災害に備えて、みな

さんのご家庭でも、1人あたり1日3リットルの飲料水を3日分備蓄しましょう。

○お問い合わせ

建設水道課 水道係
☎(84)3000(直通)

五霞町木造住宅耐震診断士 派遣事業 木造住宅の耐震 診断を支援します

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断をおこない、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

○対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の条件の全てに該当するものです。また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

- ①一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の $\frac{1}{2}$ 以上が住宅であるものに限り)
- で、2階以下のもの。

- ②昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築

されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。

③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組工法およびプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外)

- ④過去に町が実施した耐震診断を受けていないこと。

○診断費用(個人負担)

一戸あたり2,000円

○募集戸数 先着2戸

○お申し込み方法

- ・申込書(特定プロジェクト推進課窓口または、町公式ホームページから取得)に所定の事項を記入のうえ、特定プロジェクト推進課までお申し込みください。

○お申し込みから診断まで

申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。

○お申し込み期間

6月2日(月)～8月29日(金)

(役場閉庁日を除く。なお、定数に達し次第終了)

○受付時間

午前8時30分～午後5時15分

○必要書類

- ・申込書

・建築時期および延床面積が確認できるもの。

・概略平面図(建築確認申請書があればその写し)

派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整をおこない、診断に何うことになりません。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

※町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。

派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

疑わしいセールス等には十分ご注意ください。

○お問い合わせ

特定プロジェクト推進課
市街地整備推進係

☎(84)3347(直通)